

産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〔 〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡モール・笠岡ファッションモール
所在地 笠岡市富岡字元八丁目二三二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社ハローズ
住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号
代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行
- (2) 名称 株式会社しまむら
住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号
代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

3 変更事項

㊦ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 五千二百七十六平方メートル
(変更後) 八千六百九十七平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 駐車場① 二百九十一台
(変更後) 駐車場① 二百九十一台
駐車場No. 1 九十六台
駐車場No. 2 六十六台
合計 四五十三台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 駐輪場 2 A 二十五台
駐輪場 2 B 十台
駐輪場 2 C 十五台
駐輪場 2 D 十五台
駐輪場 2 E 十台
合計 七十五台

(変更後) 駐輪場 2 A 二十五台
駐輪場 2 B 十台
駐輪場 2 C 十五台
駐輪場 2 D 十五台
駐輪場 2 E 十台
駐輪場 三十台
合計 百五台

ウ 荷さばき施設の面積

- (変更前) 荷さばき施設 3 A 九十平方メートル
荷さばき施設 3 B 二十三・一平方メートル
荷さばき施設 3 C 二十三・一平方メートル
荷さばき施設 3 D 二十三・一平方メートル
荷さばき施設 3 E 二十三・一平方メートル
五箇所 (荷さばき施設五箇所合計) 百八十二・四平方メートル
- (変更後) 荷さばき施設 3 A 九十平方メートル
荷さばき施設 3 B 二十三・一平方メートル
荷さばき施設 3 C 二十三・一平方メートル
荷さばき施設 3 D 二十三・一平方メートル
荷さばき施設 3 E 二十三・一平方メートル
荷さばき施設 No. 1 四十平方メートル
荷さばき施設 No. 2 四十平方メートル
荷さばき施設 No. 3 四十平方メートル
八箇所 (荷さばき施設八箇所合計) 三百二・四平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

- (変更前) 廃棄物保管施設 4 A 三十二・六立方メートル
廃棄物保管施設 4 B 三・九立方メートル
廃棄物保管施設 4 C 八・八立方メートル
廃棄物保管施設 4 D 二・一立方メートル
廃棄物保管施設 4 E 二・六立方メートル
五箇所 (廃棄物保管施設五箇所合計) 五十立方メートル
- (変更後) 廃棄物保管施設 4 A 三十二・六立方メートル
廃棄物保管施設 4 B 三・九立方メートル
廃棄物保管施設 4 C 八・八立方メートル
廃棄物保管施設 4 D 二・一立方メートル
廃棄物保管施設 4 E 二・六立方メートル
廃棄物保管施設 No. 1 十五立方メートル
廃棄物保管施設 No. 2 十・七立方メートル
廃棄物保管施設 No. 3 十・七立方メートル
八箇所 (廃棄物保管施設八箇所合計) 八十六・四立方メートル

㊦ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

- (変更前) 笠岡ファッションモール追加
(変更後) 笠岡ファッションモール 午前十時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

- (変更前) 笠岡ファッションモール追加
(変更後) 笠岡ファッションモール 午後八時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (変更前) 駐車場 No. 1、駐車場 No. 2 追加
(変更後) 駐車場 No. 1 午前九時三十分から午後八時三十分まで
駐車場 No. 2 午前九時三十分から午後八時三十分まで

エ 駐車場の自動車の出入口の位置

- (変更前) 届出書添付図面 (資料 3) に記載のとおり

(変更後)届出書添付図面(資料2)に記載のとおり

オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)荷さばき施設No.1、荷さばき施設No.2、荷さばき施設No.3追加

(変更後)荷さばき施設No.1 午前零時から午後十二時まで(二十四時間)

荷さばき施設No.2 午前零時から午後十二時まで(二十四時間)

荷さばき施設No.3 午前零時から午後十二時まで(二十四時間)

4 変更年月日

令和七年八月十八日

二 届出年月日

令和六年十二月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年十二月二十七日から令和七年四月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市産業部商工観光課